

「和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱」改正案についての意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見募集期間：平成30年9月7日（金）～平成30年9月27日（木）

意見件数：1件

関係条文	ご意見	ご意見に対する県の考え方
第7条第1項	ペレット化する場合に限って、廃プラスチック類についても協議の省略の対象とできないか。	木くず及びがれき類については、木チップ又はRC40としてリサイクルされることが十分見込まれるため、今回の改正で協議の省略の対象としましたが、廃プラスチック類については、最終処分されているものも少なくなく、排出時点で汚れがついていたり、複数の種類のものであったりと性状が一定でなく、現時点では十分リサイクルが見込めるとは判断しがたいため、引き続き協議の対象とするのが適当であると考えます。